

「徳島市子ども・子育て会議」市民委員募集要項

1 趣旨

徳島市では、「徳島市子ども・子育て支援事業計画」をはじめとする子ども・子育て支援施策に関する調査・審議するために「徳島市子ども・子育て会議」を設置しています。

その調査・審議に市民の皆様の意見を反映させるため、会議に参画いただける市民委員を公募します。

2 任期

令和7年8月9日から2年間（※条例で委員任期は2年間と規定）

3 募集人数

3人程度

4 応募資格

次のすべての要件を満たすこと。

- （1）徳島市内在住の方。
 - （2）徳島市のこども・若者・子育て支援に関心のある方。
 - （3）主に平日の昼間に開催される会議に出席できる方。
- ※ただし、徳島市議会議員、徳島市職員である方を除きます。

5 業務内容等

- （1）子ども・子育て会議の委員として会議に出席し、市が諮問する事項や、子ども・子育て支援施策の推進について、ご意見やご提言をいただきます。
- （2）委員を委嘱する期間は、令和7年8月9日から2年間で、その間、必要に応じて会議を開催します。
- （3）会議は原則として公開し、発言内容等についても公表させていただくことがあります。

6 応募方法

次の二つの書類を郵送、持参、メールまたは電子申請のいずれかにより提出してください。

- （1）応募申込書（様式は別紙のとおり）
市役所本館1階総合案内、ふれあい健康館3階子ども政策課で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。
- （2）「理想の子育て社会を実現するために、私ができること」をテーマとした800字以内（※原稿用紙2枚分）の小論文

7 応募期限

令和7年7月14日（月）必着

8 応募受付

- （1）郵送の場合は、令和7年7月14日（月）午後5時00分までに到着したものに限り受付します。
- （2）電子申請の場合は、徳島市ホームページで令和7年7月14日（月）午後5時00分まで受付します。
- （3）持参の場合は、応募期間中の平日の午前8時30分から午後5時00分まで子ども政策課（ふれあい健康館3階）で受付します。

9 選考及び結果の通知

応募書類による選考の後、選考結果については令和7年7月下旬～8月上旬に文書で通知します。

なお、必要に応じて面接を行う場合もあります。（この場合は別途ご連絡いたします。）

10 その他

- (1) 提出書類は返却しません。
- (2) 委員の氏名は公表しますが、それ以外の応募書類及び応募者の個人情報の取扱いについては、厳重に管理し、目的外には使用しません。
- (3) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、委員委嘱後であっても取り消すことがあります。
- (4) 徳島市子ども・子育て会議の委員として会議に出席された場合は、徳島市の規定に基づき報酬をお支払いします。
- (5) 応募等に要する費用につきましては、すべて応募者の負担となりますので、ご了承ください。

9 応募及び問合せ先

徳島市子ども未来部 子ども政策課

電話 088-621-5240

メールアドレス kodomo_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp

「徳島市子ども・子育て会議」公募委員 応募申込書

徳島市長 殿

令和7年 月 日

次のとおり、徳島市子ども・子育て会議の委員に応募します。

※ふりがな ※氏 名		性別	☐ 男 ・ ☐ 女	
※生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日生		※年齢	
※現 住 所	〒 ー 徳島市			
※電話番号	(自宅) (日中の連絡先)			
Eメール				
※職業	☐ 会社員 ・ ☐ 自営業 ・ ☐ 学生 ・ ☐ 主婦(主夫) ・ ☐ その他()			
勤務先 (学校名)				
応募動機 (自由記入欄)				
他に県や市などの審議会等の委員に就任されている場合や、過去に委員に就任されていた場合は、その名称をお書きください。(自由記入欄)				

※印は必須項目です。必ずご記入ください。

小論文記入用紙【応募者氏名： 】

次のテーマについて、あなたの考えを記述してください。(800字以内)

テーマ： 「 理想の子育て社会を実現するために、私ができること 」

A blank sheet of graph paper featuring a uniform grid of small squares. The grid consists of 20 columns and 20 rows, creating a total of 400 square units. The lines are thin and black, set against a white background. There are no margins, text, or other markings on the page.

